

総社市庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第13号

総社市庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

総社市庁用自動車管理規則（平成17年総社市規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号並びに様式の表示を除く。）を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第13条 運転者は、法令に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 運転開始前に自動車を点検し、日常点検表に所定の事項を記入の上、整備管理者の指示を受け、運行管理者に提示すること。</p> <p><u>(2) 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の10第6号に規定する安全運転管理者の確認を受けること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p><u>(4) 運行に係る自動車の機能調整を図り、その効率的利用に意を用い、運転に当たっては、万全の注意を払うこと。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p>	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第13条 運転者は、法令に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>自家用貨物自動車等の</u>運転開始前に自動車を点検し、日常点検表に所定の事項を記入の上、整備管理者の指示を受け、運行管理者に提示すること。</p> <p><u>(2) 運行に係る自動車の機能調整を図り、その効率的利用に意を用い、運転に当たっては、万全の注意を払うこと。</u></p> <p>(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p>

改正後	改正前
<u>様式第4号（第13条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第4号（第13条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第4号(第13条関係)

自動車運転記録

月 日 () 晴・曇・雨		自動車の状況：良・不良		車両番号		
使用時間	運転区間等	用務	乗車人員	運転者氏名	給油量	燃料残量
始	行先：					
終	始業時 km					
	終業時 km					
運転者の 酒気帯び確認	運転前	確認者	確認方法	酒気帯びの有無 アルコール検知器の数値 [mg/l]		
	運転後	確認者	確認方法	酒気帯びの有無 アルコール検知器の数値 [mg/l]		
(特記事項)						